

円高対応緊急ファシリティ実施要領  
(中堅・中小企業の輸出等の支援)

1. 借入人：中堅企業・中小企業者（[株式会社国際協力銀行業務方法書](#)に規定するもの、以下同様）、中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等
2. 対象案件：輸出の拡大等の目的のため海外事業展開を行う中堅企業・中小企業者の海外投資案件で、民間円資金の外貨への転換を誘発し為替相場の安定に資するもの。但し、銀行等と国際協力銀行による共同出資によって設立されたファンドからの出資を伴うものに限る。
3. 通貨：米ドル又はユーロ。
4. 融資割合：融資総額全体の7割以下
5. 適用金利：米ドルについてはLIBORベース、ユーロについてはEURIBORベースの変動金利。原則として、外国為替資金特別会計からの借入金利を適用
6. 融資承諾期限：平成25年3月末
7. 貸出実行期限：融資承諾から最長2年
8. 償還期間：個別に決定
9. その他の融資条件：個別に決定

以 上